|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| いわき市長 宛 | 申請者 | 住所（所在地） |  | 電　話　番　号 | ―　　　　　― | | | | | | | | | | | | |
| 氏名又は法人の名称及び代表者 |  | 特別徴収義務者指定番号 |  | | | | | | | | | | | | |
| 法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出日　　令和　　年　　月　　日

地方税法３２１条の５の２の規定により承認を受けた特別徴収税額の納期の特例について、その要件に該当しなくなったため届出いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| この届出書を提出する日に  おける給与等の支給人員 | 人 |
| 該当しなくなった理由等 | １．常時給与の支払いを受ける者が１０人未満でなくなったため  ２．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備 考 |  |

(納期の特例に該当しなくなった届出をした際は、次の点に注意していただきますようお願いいたします。)

1　納入期限

届出書の提出月分から毎月、各月割額を翌月10日の納期限までに納入することとなります。なお、納期の特例の期間（６月から11月及び12月から５月）

の途中で届出書を提出した場合、提出月以前の未納分については、提出月の翌月10日の納期限までにまとめて納入することとなります。

（納入例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出月 | 最初の納期限 | 納入すべき額 | 9月分以降は毎月、各月分を翌月10日の納期限までに納入することとなります。 |
| 8月 | 9月10日 | 6～8月分 |

2　再度適用を受ける場合

　　　　納期の特例の適用を再び受けるには、再度申請する必要があります。